

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	30	府省庁名 国土交通省																
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）																	
要望項目名	国内路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置の延長																	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国内線に就航する航空機 （離島路線就航機に係る固定資産税の特例措置の対象となるもの及び専ら遊覧の用に供するものを除く。） ・特例措置の内容 国内線に就航する航空機の課税標準を次のとおりとする。 <table border="0"> <tr> <td>最大離陸重量</td> <td>200t以上</td> <td>最初の3年度分</td> <td>2/3（延長）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>200t未満50t以上^{※1}</td> <td>最初の5年度分</td> <td>2/5（延長）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50t未満30t以上^{※2}</td> <td>初年度3/8</td> <td>その後の4年度分 2/5（延長）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30t未満^{※2}</td> <td>最初の5年度分</td> <td>1/4（延長）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※1 地方路線就航時間割合が2/3未満の航空機は、最大離陸重量200t以上のものと同様に3年度分2/3を適用。 ※2 地方路線就航機のうち、羽田路線及び伊丹路線を除く路線の就航時間割合が2/3以上のものに限る。 <p>適用期間を平成32年3月31日まで2年間延長する。</p> 		最大離陸重量	200t以上	最初の3年度分	2/3（延長）		200t未満50t以上 ^{※1}	最初の5年度分	2/5（延長）		50t未満30t以上 ^{※2}	初年度3/8	その後の4年度分 2/5（延長）		30t未満 ^{※2}	最初の5年度分	1/4（延長）
最大離陸重量	200t以上	最初の3年度分	2/3（延長）															
	200t未満50t以上 ^{※1}	最初の5年度分	2/5（延長）															
	50t未満30t以上 ^{※2}	初年度3/8	その後の4年度分 2/5（延長）															
	30t未満 ^{※2}	最初の5年度分	1/4（延長）															
関係条文	<p>地方税法附則第15条第3項 地方税法施行規則附則第6条第19項、第20項、第21項、及び、第22項</p>																	
減収見込額	<p>[初年度] — (▲1,662) [平年度] — (▲2,250) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>																	
要望理由	<p>(1) 政策目的 国内線に就航する航空機に係る固定資産税の課税標準について軽減措置を講ずることにより、安定的な航空輸送サービスの提供及び地方航空ネットワークの維持を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方航空路線は、地域経済・地域社会を支える基盤としての役割を担うものであり、また、地方創生の観点からは、域内インバウンドを担う重要なツールとしての役割を果たすものであるが、近年、少子高齢化や地方の過疎化の急速な進展に伴い、需要の減少、採算性の悪化が進み、路線の維持が困難な状況となっている。 ・特に、地方空港間を結ぶ路線を運航する地域航空会社の経営は極めて厳しい状況に置かれているが、これらの地域航空会社の中には使用航空機材の更新期を迎えているところもあり、地方路線における安全かつ安定的な運航のためには、機材導入に係る負担軽減を含めた円滑な機材更新が図られることが必要である。 ・このため、航空会社の機材保有に係る負担の軽減を図り、もって地方路線からの撤退を防ぎ、利便性の高いネットワークの維持を図るため、本特例措置の延長を要望する。 																	
本要望に対応する縮減案	—																	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標：24 航空交通ネットワークを強化する
	政策の達成目標	航空会社の機材保有に係るコストを軽減することにより、地方路線からの撤退を防ぎ、利便性の高いネットワークを維持する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（平成30年度～平成31年度）
	同上の期間中の達成目標	平成31年度 100%（H31年度地方路線数/H30年度地方路線数）
	政策目標の達成状況	近年、大手航空会社の路線再開やLCC等の新規航空会社による新路線開設の影響などもあり、地方路線数については、平成28年度は平成24年度と比べ、19路線増加（対109%）していることから、地方路線数は維持されているものと評価できる。
有効性	要望の措置の適用見込み	定期航空運送事業者（18社）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	機材の維持に伴って発生するコストの軽減を図ることで、需要規模が小さく、採算性が低いものの、地域社会・経済を支える公共的な役割を担っている地方路線からの撤退を防ぎ、利便性の高いネットワークを維持するために、本特例措置は有効な手段である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	【国税】 ・航空機燃料税の軽減措置（租税特別措置法第90条の8～9） 本則 26,000円/キロメートル→18,000円/キロメートル 沖縄路線 18,000円/キロメートル→9,000円/キロメートル 特定離島路線 19,500円/キロメートル→13,500円/キロメートル ・航空機部分品等に係る関税の免除（関税暫定措置法第4条）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・補助金その他 着陸料軽減 346億円（平成29年度試算額）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算措置は、収益性の低い路線（国管理空港と結ばれる路線に限る）に係る着陸料を軽減することにより、国内ネットワークの維持を図ることを目的としており、一方、税制の面からも国内線に就航する航空機に係る固定資産税の課税標準について軽減措置を講ずることにより、機材導入に係る航空会社の負担を軽減することで、安定的な航空輸送サービスの提供を図るものである。
	要望の措置の妥当性	地方に就航する小型の航空機材を重点的な軽減対象とすることや、幹線・ローカル線ともに運航する事業者にとっては、全体のコスト削減につなげるために大型機や中型機もまんべんなく軽減対象とすることで、地方路線維持という目的に対して有効なインセンティブとなる。また、地域ネットワークの維持による利益は、地方部に限らず広く我が国の経済活動・社会生活にとって利益となることから、広く全体で負担することが公平性の観点からも妥当である。
	ページ	30—2

税負担軽減措置等の適用実績	年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	軽減機数(機)	81	127	177	162	130
	軽減額(百万円)	1,484	2,008	3,359	3,114	2,117
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	①適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） ②適用総額 平成 25 年度 180,925,723 千円 平成 26 年度 254,052,387 千円 平成 27 年度 250,176,244 千円					
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	当該軽減措置の適用により下表のとおり国内線の路線維持が図られている。					
	年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
国内線	便数	778	833	846	844	840
	旅客数	8,600	9,249	9,520	9,606	9,812
地方路線数		211	217	222	230	230
※出典：航空輸送統計年報						(単位 便数：千便 旅客数：万人)
前回要望時の達成目標	地方路線数の前年対比維持率 平成 29 年度 100% (H29 年度地方路線数/H28 年度地方路線数)					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	地方路線数の前年対比維持率 平成 28 年度 100% (H28 年度地方路線数/H27 年度地方路線数)					
これまでの要望経緯	昭和 29 年度 制度創設 平成 16 年度 最大離陸重量 130 t 未満の航空機に対する軽減率を拡充。 平成 18、20 年度 各 2 年間延長 平成 22 年度 最大離陸重量引き上げ (130 t → 200 t)、200 t 未満の軽減率・期間を拡充のうえ 2 年間延長。 平成 24 年度 2 年間延長。 平成 26 年度 最大離陸重量 50 t 未満の地方路線就航機 (うち羽田路線及び伊丹路線を除く路線の就航時間割合が 2/3 以上に限る) の軽減率を拡充のうえ 2 年間延長。 平成 28 年度 2 年間延長。					
ページ	30—3					